

第1号議案 令和7年度瑞滝会役員名簿

令和7年4月1日現在

役職	氏名	備考
会長	飯田 博之	再任
副会長	鶴田 麻希	再任
副会長	小林 敏樹	新任
会計	木村 恵子	再任
理事	北林 由紀子	新任
理事（年次代表委員長）	※	新任
理事（学部3年生）	柴田 万莉菜	再任
理事（学部2年生）	田畑 宥人	新任
顧問	徳光 昭夫	再任
監事	對馬 明	新任

※理事（年次代表委員長）については、第2号議案でお諮りいたします。

第2号議案 会則改正および年次代表委員選出 会則新旧対照表

新	旧
<p>第4条            本会は所在地を名古屋市立大学総合生命理学部（以下、学部）・<u>大学院理学研究科（旧システム自然科学研究科）</u>（以下、研究科）内に置く。</p> <p>&lt;年次代表委員&gt;</p> <p><u>第15条</u>            本会に年次代表委員を置く。委員は、<u>総合生命理学部を卒業した正会員の中から選出され、総会の承認を受けるものとする。</u></p> <p><u>2 委員は、学部の卒業年度ごとに1名を選出し、学年代表として会員の意見を代弁するとともに、本会の活動に参加する。</u></p> <p><u>3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>4 委員は、互選により委員長を選出する。</u></p> <p><u>5 委員長は、第11条第2項に定める理事を兼ねる。</u></p> <p><u>6 委員長は、委員の意見を集約し、役員会で意見を述べるものとする。</u></p> <p><u>7 その他、委員の選出方法および活動内容については、細則に定める。</u></p> <p><u>第16条</u> （略）</p> <p><u>第17条</u> （略）</p> <p><u>第18条</u> （略）</p> <p><u>第19条</u> （略）</p> <p><u>第20条</u> （略）</p> <p><u>第21条</u>            2 総会において<u>第20条</u>の規定によりあらかじめ告知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項に関してはこの限りではない。</p>	<p>第4条            本会は所在地を名古屋市立大学総合生命理学部（以下、学部）・<u>大学院システム自然科学研究科</u>（以下、研究科）内に置く。</p> <p>（新設）</p> <p><u>第15条</u> （略）</p> <p><u>第16条</u> （略）</p> <p><u>第17条</u> （略）</p> <p><u>第18条</u> （略）</p> <p><u>第19条</u> （略）</p> <p><u>第20条</u>            2 総会において<u>第22条</u>の規定によりあらかじめ告知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項に関してはこの限りではない。</p>

<p><u>第22条</u> (略)</p> <p><u>第23条</u> (略)</p> <p><u>第24条</u> (略)</p> <p><u>第25条</u> (略)</p> <p><u>第26条</u> (略)</p> <p><u>第27条</u> (略)</p> <p><u>第28条</u> (略)</p> <p>附則</p> <p><u>本会則は令和7年6月28日から施行する。</u></p> <p>細則</p> <p><u>&lt;年次代表委員&gt;</u></p> <p><u>第6条</u></p> <p><u>委員は、役員会の議を経て、会長が選出する。</u></p> <p><u>2 委員は、任期中に少なくとも年1回以上、学年内の会員との意見交換を行うよう努める。</u></p> <p><u>3 委員は、別に定める瑞滝会年次代表委員ガイドラインに沿って活動を行う。</u></p> <p><u>4 委員の報酬は無償とする。</u></p>	<p><u>第21条</u> (略)</p> <p><u>第22条</u> (略)</p> <p><u>第23条</u> (略)</p> <p><u>第24条</u> (略)</p> <p><u>第25条</u> (略)</p> <p><u>第26条</u> (略)</p> <p><u>第27条</u> (略)</p> <p>附則</p> <p>(追加)</p> <p>細則</p> <p>(新設)</p>
---	--

令和7年度瑞滝会年次代表委員会名簿

学部卒業年度		氏名	備考
学部1期生	令和3年度卒	鈴木 涼月	新任・代表
学部2期生	令和4年度卒	山本 泰輝	新任
学部3期生	令和5年度卒	播磨 賢治	新任
学部4期生	令和6年度卒	杉浦 仁美	新任

## 名古屋市立大学 理学同窓会（瑞滝会） 会則

### <総則>

#### 第1条

本会は名古屋市立大学理学同窓会と称し、略称を瑞滝会とする。

#### 第2条

本会は会員相互の連絡を密にし、その親睦扶助を図るとともに母校の発展向上に寄与することを目的とする。

#### 第3条

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員の親睦を図るための諸活動
2. 通信誌の発行
3. 母校および学部・研究科の各種事業・行事への協力
4. 会員名簿の発行
5. 必要とされる会員の個人情報収集およびその管理
6. その他、第2条の目的達成に必要な事業

#### 第4条

本会は所在地を名古屋市立大学総合生命理学部（以下、学部）・大学院理学研究科（旧システム自然科学研究科）（以下、研究科）内に置く。

#### 第5条

本会は会員の個人情報を保護するために理学同窓会個人情報管理規程を定め、厳守する。

### <会員>

#### 第6条

本会は、次の正会員、特別会員、名誉会員をもって組織する。

1. 正会員
  - 一) 総合生命理学部の学生および卒業した者
  - 二) 研究科博士前期課程あるいは博士後期課程の学生および修了した者
  - 三) 学部、研究科博士前期課程あるいは博士後期課程を中途退学した者で、入会を希望し、役員会の承認を得た者

## 2. 特別会員

- 一) 現職の学部および研究科教員あるいは技術職員で入会を希望した者
- 二) 学部および研究科教員あるいは技術職員であった者で入会を希望した者

## 3. 名誉会員

本会に多大な貢献をした者、あるいは本会を通じて母校に多大な貢献をした者。役員会が推薦し、総会にて承認する。

### <会費>

#### 第7条

正会員は、入会費および年会費を納入しなければならない。名誉会員および特別会員はその限りではない。

2 入会費は入会時に納める。

3 会費の金額については細則により定める。入会金、年会費は諸物価の変動等により、改正されることがある。

### <入会と退会>

#### 第8条

本会に入会する際には、既定の『入会申込書』を提出する。

#### 第9条

会員が本会を退会する際には、その旨を会長に届け、会員名簿を返却する。

2 本会は退会とともに会員であった者の管理されている個人情報を抹消する。

3 本会は退会にともなう、既納の入会費および会費を返却しない。

### <役員>

#### 第10条

本会には正会員から選ばれた役員を置く。

### <役職の決定>

#### 第11条

会長の選出は、正会員の中から役員会の議に基づき推薦し、総会の議決を得て行う。ただし、重任の場合、総会での承認を必要としない。

2 副会長（2名以下）、会計（1名）、理事（若干名）の役職は会長により役員の中から任命される。

#### <役員の仕事>

##### 第12条

会長は本会を代表して会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長の職務を代行する。
- 3 会計は本会の会計事務にあたる。
- 4 理事は会長、副会長、会計とともに役員会を構成し、会務の執行を決定する。
- 5 その他の雑務に関しては細則により定める。

#### <役員の手当>

##### 第13条

役員の手当は無償とする。

- 2 本会は役員に対し、会議や業務遂行に必要な旅費の実費を支払う。

#### <役員の仕事期間>

##### 第14条

仕事期間はいずれも4月1日から始まる1年とし、重任・再任は妨げないものとする。

- 2 役員が仕事途中で辞任した場合、これに代わる役員を役員会で選出し補充する。
- 3 補充により選出された役員の仕事期間は、前任者または現任者の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任または仕事満了の場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

#### <年次代表委員>

##### 第15条

本会に年次代表委員を置く。委員は、総合生命理学部を卒業した正会員の中から選出され、総会の承認を受けるものとする。

- 2 委員は、学部の卒業年度ごとに1名を選出し、学年代表として会員の意見を代弁するとともに、本会の活動に参加する。
- 3 委員の仕事期間は1年とし、再任を妨げない。
- 4 委員は、互選により委員長を選出する。
- 5 委員長は、第11条第2項に定める理事を兼ねる。
- 6 委員長は、委員の意見を集約し、役員会で意見を述べるものとする。
- 7 その他、委員の選出方法および活動内容については、細則に定める。

#### <名誉会長>

##### 第16条

本会には名誉会長を置くことができる。学部長兼研究科長を名誉会長に推戴する。

<顧問>

第17条

本会には顧問を置く。顧問は学部および研究科内委員、同窓会担当教員に委嘱する。

2 顧問は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

<会議>

第18条

本会の会議は総会および役員会とし、会長が招集する。

<総会>

第19条

総会の開催は不定期とする。総会の議長は会長がこれに当たる。

<総会の告知>

第20条

総会の招集については当該会議の議案事項、日時、場所を記載し、書面またはこれに代わる方法で告知しなければならない。

<総会の議決方法等>

第21条

正会員は総会において各1票の議決権を有する。

2 総会において第20条の規定によりあらかじめ告知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項に関してはこの限りではない。

3 総会の議決については出席した会員の過半数で決する。可否を決することができないときは議長の決するところにより議決する。

<委任による議決>

第22条

正会員はあらかじめ通知された事項につき、委任状をもって議決権を行使することができる。

2 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

<資産>

第23条

本会は次の4種の資産を持ち、経費は資産をもって支弁する。

1. 会員の会費 2. 寄付せられた財産 3. 雑収入 4. 資産から生ずる収入

<経費>

第24条

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 本会会計の決算は、監査を受け、役員会に報告されなければならない。

<解散の場合の残余資産>

第25条

本会が解散した場合において資産があるときは、役員会の議を経て処分するものとする。

<慶弔>

第26条

正会員本人の死亡について、事務局に連絡があった場合、弔慰文を送る。その他の慶弔については、会長の判断によるものとする。

<会則の変更>

第27条

会則・細則の改訂は役員会で協議し、総会での承認を必要とする。

2 細則の改訂は会長の提案により、役員全員一致の上で行うこともできる。

第28条

理学同窓会個人情報管理規程の改訂は役員会での承認を必要とする。

附則

平成17年3月1日制定 (名古屋市立大学大学院システム自然科学研究科仮同窓会会則)

平成21年10月31日前会則廃止

平成21年11月1日研究科同窓会(仮)会則新制定

平成22年10月9日前会則廃止

平成29年11月25日前会則廃止

平成29年11月25日全会則廃止

令和元年6月8日理学同窓会会則新制定

本会則は令和元年6月10日から施行する。

本会則は令和7年6月28日から施行する。

## 細則

### <会員区分の重複>

#### 第1条

名誉会員は、他の会員区分から外れる。

2 正会員は特別会員の会員区分を兼ねることができる。

### <会費>

#### 第2条

入会金は5,000円、年会費は3,000円とする。ただし当分の間、入会時に学部生においては20,000円、大学院生においては10,000円を納入したものは終身会員とし、会費を免除する。

2 平成30年3月31日現在、既に正会員であるものに対して、会費の追加徴収は行わない。

### <雑務>

#### 第3条

役員は役職に関わらず、会長の指示により、次の業務を分担する。

1. 電子メール受付 2. 議事録の作成 3. 名簿作成補助 4. 送付物発送補助 5. 会議の準備 6. その他の雑務

### <事務室>

#### 第4条

本会は事務局事務室を実験・研究支援室に置く。

### <業務の委託>

#### 第5条

本会は業務の一部を実験・研究支援室に委託することができる。実験・研究支援室に委託できる業務は次の通りである。

1. 電子版名簿作成 2. 冊子体名簿作成 3. 送付物受取 4. 電話受付 5. ファクシミリ受付 6. 送付物発送

### <年次代表委員>

#### 第6条

委員は、役員会の議を経て、会長が選出する。

2 委員は、任期中に少なくとも年1回以上、学年内の会員との意見交換を行うよう努める。

- 3 委員は、別に定める瑞滝会年次代表委員ガイドラインに沿って活動を行う。
- 4 委員の報酬は無償とする。

## 瑞澆会年次代表委員ガイドライン

### 1. 役割と責務

各年次の代表委員は、同窓会活動の円滑な運営を担い、卒業生同士の交流促進や母校への貢献を図ります。以下の例を参考に、活発な活動を期待します。

(例)

- **卒業生との連絡・調整**: 同年次の卒業生と連絡を取り合い、瑞澆会との橋渡し役を務める。
- **名簿の管理・更新**: 卒業生の連絡先リストを整理し、最新の情報を維持する。
- **情報共有・ニュース配信**: 大学や瑞澆会の最新情報、同級生の活躍などを共有する。
- **寄付・募金活動の推進**: 奨学金や大学プロジェクトなどへの寄付を呼びかける。
- **SNS・オンライン交流の促進**: SNS グループやメールリストを活用し、卒業生同士の交流を活発にする。
- **大学との連携**: 全学の交流会と連携し、公式の活動と調整を図る。
- **キャリア支援・メンター制度**: 後輩や若手卒業生へのキャリア支援やメンター制度を推進する。
- **意見収集・アンケート実施**: 同窓生の意見を収集し、より良い活動のための参考にする。
- **緊急時の支援・サポート**: 災害や困難な状況にある卒業生を支援するための体制を整える。

### 2. 年次代表委員の共同活動

各年次の代表委員は定期的に集まり、以下の例を参考に、活発な活動を期待します。

(例)

- **全体会議の開催**: 定期的に代表委員が集まり、同窓会の活動方針や計画を話し合う。
- **世代間交流イベントの企画**: 異なる卒業年次の卒業生同士が交流できるイベントを開催する(例: 異業種交流会、スポーツ大会)。

- **広報活動の強化:** 瑞滝会の認知度を高めるためのパンフレット、ホームページ、SNS 運営を共同で行う。
- **共同プロジェクトの実施:** 卒業生同士で協力し、母校支援や地域貢献プロジェクトを推進する(例: 奨学金制度の設立、ボランティア活動)。
- **大学との連携強化:** 大学の運営や教育活動に貢献するための提案を行い、意見交換をする。
- **同窓生ビジネスネットワークの構築:** 卒業生同士のビジネス交流や協力を促進するためのネットワークを作る。
- **後輩支援プログラムの充実:** 学生向けのキャリアセミナー、インターンシップ機会の提供など、後輩の成長を支援する活動を計画する。
- **記念誌・会報の発行:** 瑞滝会の活動報告や卒業生の近況を掲載した会報に投稿する。
- **国際的なネットワークの強化:** 海外在住の卒業生とも連携し、国際的な同窓会活動を推進する。

#### [年次代表委員会の開催]

開催の頻度: 会議の開催は 1 回／年とする。

開催の次期: 7 月に開催し、同窓会への意見、新規事業案など代表委員で話し合い、意見を集約して第 2 回(9 月)の同窓会役員会に議題として挙げる。

議題の審議: 同窓会は第 3 回(12 月)と第 4 回(3 月)で挙げられた意見に対し審議を行い、第 1 回(5 月)に意見をまとめて 6 月の総会に新規事業など審議を諮って承認を得る。

本ガイドラインを基に、卒業生の交流と母校支援を活発にし、有意義な同窓会活動を実施してください。

## 第3号議案 令和6(2024)年度 瑞澗会事業報告

### 1.定例役員会の開催

2024年5月11日、9月14日、12月14日、2025年3月1日 計4回@4号館3階セミナー室、本部棟会議室にて開催

### 2.ウェブ総会開催

2024年5月13日より31日まで開催 令和5年度決算及び令和6年度事業計画の承認

### 3.同窓会奨学金の贈与

奨学生3名を選出 4年生杉浦仁美さん、3年生河野晶葉さん、2年生中井遼太郎さんに奨学金を授与

### 4.学部新入生（白衣）記念品贈呈

白衣は学部新入生男子22名女子23名への贈呈

### 5.懇親会の開催

2024年6月8日（土）14:00～ 会場：サクラサイドテラス 名古屋市立大学桜山キャンパス内 参加者数25人

### 6.大学院修士論文発表会 優秀発表者へ副賞贈呈

2025年2月14日 優秀者1～3位への奨励金（2万円、1万円、5千円）贈呈

### 7.大学院修士論文発表会後の記念パーティへの補助金支給

修論発表会後の記念パーティへ補助金支給（1万円）

### 8.会報誌6号の発行

会報誌「瑞澗会 2025年 March」400部発行

### 9.論文投稿奨励制度の開始

英文雑誌にアクセプトされた場合に1万円を贈与する制度を開始

### 10.瑞澗会(名古屋市立大学理学同窓会)賞制度の開始

理学分野において顕著な業績を挙げた会員を顕彰する「瑞澗会賞」の候補者を募集

第4号議案

2024年度 会計決算報告

(単位:円)

収入の部	予算額	決算額	差引	摘要
繰越金	2,374,415	2,374,415		0 普通預金
入会金	900,000	899,780	-220	学部生45名
雑収入	0	386	386	利子
合計	3,274,415	3,274,581	166	

支出の部	予算額	決算額	残額	摘要
運営費	50,000	46,638	3,362	旅費、大学交際費、振込手数料
会報	50,000	57,240	-7,240	印刷費、委託費、通信費
修了記念事業	45,000	45,000	0	修了発表会優秀賞・記念パーティ補助
新入生歓迎事業	250,000	238,300	11,700	白衣贈呈
総会	50,000	31,285	18,715	懇親会費
webサーバー費	20,000	15,000	5,000	管理委託費
奨学金	300,000	300,000	0	奨学費
学生活動補助金	50,000	19,890	30,110	学祭
雑誌投稿補助	50,000	0	50,000	
予備費	2,294,268	311	2,293,957	封筒
	3,159,268	753,664	2,405,604	

損益計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日

(単位:円)

費用	金額	収益	金額
旅費交通費	30,658	会費収入	899,780
大学交際費	25,000	受取利息	386
会議費	31,285		
振込手数料	980		
支払手数料	0		
委託費	30,000		
印刷費	42,240		
通信費	0		
助成金支出	19,890		
奨学費	335,000		
消耗品費	238,611		
当期純利益	146,502		
	900,166		900,166

貸借対照表

令和7年3月31日

(単位:円)

資産	金額	負債及び純資産	金額
現金	110	未払金	107,898
普通預金	2,545,154	短期借入金	31,596
消耗品	0	積立金	2,405,770
未収金	0		
	2,545,264		2,545,264

以上のとおり報告いたします。

2025年6月6日

同窓会会計担当役員 木村恵子



上記監査の結果、収支とも適正に処理されていることを認めます。

2025年6月9日

野馬 明



## 第5号議案 令和7(2025)年度 瑞滝会事業計画案

### 1.定例役員会の開催

年4回の定例役員会の開催予定

### 2.総会・懇親会を対面にて開催

6/28(土) 14:00～名古屋クレストンホテル

### 3.同窓会奨学金の贈与

令和7年度も昨年度同様に、学部生の奨学生を募集・選出、贈与計画

### 4.学部新入生への(白衣)贈呈

令和7年度も学部新入生へ、各人に合ったサイズ及び名前入り白衣の贈呈計画

### 5.学部課外活動への支援

生命総合理学部を世に広めるための課外活動を助成金で支援

### 6.大学院修士論文発表会 優秀発表者へ副賞贈呈

優秀者1～3位への奨励金(2万円、1万円、5千円)贈呈

### 7.大学院修士論文発表会後の記念パーティへの補助金支給

修論発表会後の記念パーティへ補助金支給(1万円)

### 8.会報誌の発行

会報誌発行、新入生、在学生、卒業(修了)生への配布計画

### 9.論文投稿奨励制度の実施

英文雑誌にアクセプトされた場合に1万円を贈呈

### 10.瑞滝会(名古屋市立大学理学同窓会)賞制度の実施

理学分野において顕著な業績を挙げた会員を顕彰する「瑞滝会賞」の贈呈

## 第6号議案

2025年度 予算(案)

(単位:円)

収入の部	予算額	前年度予算額	差引	摘要
繰越金	2,545,264	2,259,268	285,996	
入会金	900,000	900,000	0	0 学部生45名
雑収入	200,000	0	200,000	交流会からの補助金
合計	3,645,264	3,159,268	485,996	

支出の部	予算額	前年度予算額	増額	摘要
運営費	50,000	50,000	0	0 旅費、交流会参加費、消耗品費
会報	50,000	50,000	0	0 郵送代、印刷費、委託費
修了記念事業	45,000	45,000	0	0 修了発表会優秀賞・記念パーティ補助
新入生歓迎事業	250,000	250,000	0	0 白衣贈呈
総会	400,000	50,000	350,000	会場設営費、参加費補助
web管理費	15,000	20,000	-5,000	委託費
奨学金	300,000	300,000	0	0 10万円×3名
学生活動補助金	50,000	50,000	0	
雑誌投稿補助	50,000	50,000	0	
小計	1,210,000	865,000	345,000	
予備費	2,435,264	2,294,268	140,996	
合計	3,645,264	3,159,268	485,996	